

ロバート・ダーントン著
上村敏郎／八谷舞／伊豆田俊輔訳

『検閲官のお仕事』

みすず書房 2023 年

川 崎 聡 史

検閲とはそもそも何なのだろうか？ ジョージ・オーウェルの小説『1984年』で描かれたような、独裁国家オセアニアの真理省に勤める役人がテキストに介入し、都合の悪い情報を抹消したり改竄したりすることで、民衆から体制批判の可能性を奪い、全体主義的支配に服従させる行為を指すのだろうか。このような政府による介入は、現代の民主的な法治国家においては、大抵憲法で禁止されている。日本では憲法第21条、米国では憲法修正第1条、ドイツでは基本法第5条で言論や表現の自由は保障されている。

これら3つの憲法はすでに70年以上の歴史を持ち、各国の政治と社会の基本的なあり方を規定しているはずであるにもかかわらず、検閲という言葉は今でもアクチュアルに用いられ、実際に検閲が行われていると感じざるを得ないような出来事に遭遇することがある。2019年8月に国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」の「表現の不自由展・その後」が中止に追い込まれたこと、2022年8月に東京都人権啓発センターの企画において、関東大震災で実際に発生した朝鮮人虐殺を扱った映画『In-Mates』（監督：飯山由貴）の上映が、都の人権部という皮肉な名称の機関によって禁止されたこと、2024年1月に群馬県高崎市内の公園に設置されていた、第二次世界大戦中に強制連行された朝鮮人のための追悼碑が県によって撤去されたことなど、検閲という言葉を用いて批

判され得る出来事は現在でも枚挙にいとまがない。

このように検閲が禁止されているはずの現代日本においても、この言葉が現在でも活発に用いられ得るということは、検閲自体が非常に広い射程を持つ行為であることを示唆している。この複雑な歴史的事象としての検閲の分析に、ハーバード大学名誉教授の歴史家ロバート・ダントンは挑んだ。18世紀フランスの文化史を専門とするものの、その領域にとどまらない研究をこれまでに発表してきた彼は、本書においてもブルボン朝フランス、英領インド、東ドイツという時代も地域も異なる対象を扱うことで、検閲という多様な力学を持つシステムを多面的に考察している。

第一部では、18世紀のブルボン朝フランスにおける検閲が検討される。とはいえここでの検閲は、この言葉から一般的に想像されるものとはかなり異なる。

検閲は、18世紀のフランス王国において、体制全体の組織原理と密接に結びついたものだった。全ての人は生まれながらにして不平等であると仮定されていたアンシャン・レジーム（旧体制）では、特定の「質の高い人」が特権を享受することは当然視されていた。書物も同様で、検閲官によって選び出された「質の高いもの」は、王の恩寵による「特認」を与えられることで特別な価値を得た。この時代の検閲は、印刷された言葉により多くの力を与える手段だった。

「質の高いもの」を選び出すことが目的だったため、検閲官はイデオロギーの番人というよりも、文化人としての性格を強く持っていた。検閲官は優れた出版物に「特認」を与えるために、その長所を念入りに説明した。時には検閲官が作家に誠実な修正提案を行い、事実上の共同出版者になることもあった。検閲と「特認」によって守られようとしていたのは、「フランス文学の名誉」だったのであり、そのために作家や学者を中心とした検閲官は、ほとんど無給で事務所さえもらえずに真面目に働いていたのだった。

しかし、このような文人同士の書物を通じた交流とネットワークだけに検閲は尽きるものではなかった。政治的に議論を呼ぶ書物が検閲の対象になる場合

もあったが、王への批判や時事的な話題を含む出版物はそもそも検閲に供されず、政府の統制が及ばない闇市で取引された。こうした巨大な文芸市場における検閲について、ダントンは図書館警察の摘発を具体例として検討している。ここでの検閲および書物の歴史は、下層階級の女性や文字がほとんど読めない密輸業者も含むものであり、それらをマイクロストーリーの手法を用いて記述することで、当時のフランスの社会秩序の一端を描き出している。第一部での記述の対象と分析手法は、ダントンによる過去の著作をおおむね踏まえている¹⁾。

第二部で扱われるのは、英領インドの検閲である。ここでは検閲が冷酷な統治者による一方的な抑圧というよりも、イギリスが掲げた言論と報道の自由のような自由主義的な価値観と、帝国主義という暴力的な支配原則が出会う場として描かれる。

1857年のインド大反乱に衝撃を受けたブリテン人支配者は、インドへの無関心な態度を改め、より効率的な統治を志向した。そのために彼らは、露骨な暴力に頼るのではなく、現地人についての知識を蓄え、それをもとに処罰を伴う監視権力を強化するフーコー的な支配システムを採用した。この監視手段として出版物に関する情報収集が強化された。

とはいえ書物の監視は、わずかでも反乱の気配を感じ取ったら発禁にするといった徹底したものではなかった。ベンガル図書館のインド人司書を例にとったダントンは、彼らが出版物の目録の中で書物を様々に論評したことを指摘する。インド人司書は、自らを文化の守護者と見ており、出版物の監視だけでなく批評も行い、優れた書物を称賛し、低俗なものを非難した。ブリテン人支配者は言論の自由を擁護したため、検閲官によって非難された書物であっても、発禁処分は受けなかった。

19世紀にブリテン支配に対する抗議は時折表明されていたものの、全体と

1) ロバート・ダントン著 関根素子／二宮裕之訳『革命前夜の地下出版』岩波書店 1994年；ロバート・ダントン著 近藤朱蔵訳『禁じられたベストセラー：革命前のフランス人は何を読んでいたか』新曜社 2005年。

して政治的な書物は大きな影響力を持たず、むしろ現地人エリートの中にはブリテン人の支配を称賛する者もいた。しかし、20世紀に入るところには状況が変化した。活字がインド社会で普及するようになると、帝国主義が本質的に暴力的な支配であること、および自由主義の理念と矛盾することがよく知られるようになった。さらに文学や歴史、報道に触れてナショナリズムを強めた活動家によって書物は危険なものとなり、それに応じてブリテン人による統治も抑圧的なものへと変化した。

19世紀末までに政府権限を拡張したブリテン人支配者は、多数の文筆家を逮捕したものの、剥き出しの暴力で弾圧することはできなかった。ブリテン人は、自らがインドに持ち込み、支配の正統性の源としていた言論の自由のような自由主義的な価値観を踏みにじれなかったため、イングランド人を被告とする場合と同じように、裁判を通じてインド人の罪を立証しなければならなかった。

法廷でのテキスト解釈をめぐる争いでインド人が勝利することはあったものの、だからといってブリテン人の支配が公正だったわけではなかった。ブリテン人はインドを支配し続けるために書物を検閲して裁判を行ったのであり、その際に自らの支配の正統性を保障する法の支配という価値観を捨てることはできなかった。しかし、インド人にイングランド人と同等の言論の自由を認めるわけにもいかなかったため、現地人の書くものを「煽動」や「名誉毀損」とカテゴライズすることで、法の枠内での抑圧を図ったのだった。法体系のルールを決めるのはあくまでブリテン人であり、その枠内でインド人が勝利することがあっても、ブリテン人は最終手段としての武力をあてにできた。英領インドにおける検閲は、普遍的な価値観を掲げつつ、法手続きに従った抑圧を行うという点で、現地人を強力に支配する手段であるとともに、自由主義の帝国主義の矛盾を露呈させるものだった。

第三部では、東ドイツにおける検閲が扱われる。ここでの特徴は、ダーントン自身が東ドイツ崩壊後に検閲官自身にインタビューを行い、彼らの仕事に関する自己理解を再構成できる点、その証言をダーントンが史料調査によって相

対化できる点にある。

第三部でまず目を引くのは、検閲官が自らの仕事に後ろめたさを感じず、むしろ東ドイツの文学の水準を守るために必要だったと語る箇所である。消費主義によって墮落した西側の書物の流入から東ドイツを守るために、出版への介入は必要だったと元検閲官は述べた。さらに常に計画が伴う社会主義体制においては、文学も同様に「計画」の対象となった。検閲官は、「計画」の枠内で議論を呼ぶ作品の出版が許可されるように取り計らったことで、検閲制度に抵抗していたかのように語った。

このような検閲官の理解は、東ドイツでも検閲は体制が一方向的に作家を抑圧するものではなかったことを反映している。検閲は東ドイツで遍在しており、その裾野は出版許可を司る出版・書籍取引総局（以下、HV）から出版社、作家の頭の中にまで及んでいた。

HVの検閲官は、ドイツ社会主義統一党（以下、SED）の党中央委員会文化部から文化省を通じて下される方針に従った出版予定表である「計画」を作成した。検閲官は作家と出版社の立場に立つことが多く、様々な方法を考え出して議論を呼ぶ作品を「計画」に組み込もうとした。また検閲官自身が、テキストの審査に関わることはほとんどなかった。というのも問題となり得る文章は、彼らの目に触れる前に編集者や作家自身によって取り除かれていたためだった。

作家と編集者の交渉は、検閲がソフトな形で有効に機能する場だったようだ。編集者はイデオロギーの番人として、問題になり得る表現を作家に予め回避させた。しかし、知的で教養のある批評家でもあった編集者は、原稿の芸術的な質の向上のために心を砕き、彼らと作家の関係は西側と変わらないところがあった。大きな相違点といえば、編集者の関心が西側では読者の需要にあったのに対して、東側ではイデオロギー的に問題にならないことにあった。

検閲が最も根源的かつ目に見えない形で行われたのは、作家の頭の中であった。多くの作家は、社会主義の理想を信じて東ドイツをより良くするために執筆活動を行ったため、出版を妨げない範囲で可能な表現を模索していた。編集

者や検閲官を欺くテクニックを弄することで審査をすり抜けることもできたが、これによって作家自身が検閲のゲームに参加し、その論理を意識的、無意識的に受け入れることになった。

このように大半の検閲は、直接的な弾圧の形態を取らなかったものの、このことは東ドイツの検閲が微温的であったことを意味するわけではない。東西陣営が互いに優位性を争っている中で、検閲の存在を認めたくなかったSEDは、体制に忠実な作家に生活上の便宜を図り、異論派になりそうな作家をアメとムチで統制するといった、「穏健な」方法を採用していた。

本書全体を通じてダーントンの記述する検閲は、権力によって荒っぽく弾圧するものというよりも、無数の人々によって支えられ、検閲官と作家の間に多様な交渉の可能性がある、場合によっては両者が共犯関係になり得るものであった。この人間同士の相互作用によって、しばしば検閲は穏やかな見かけを持った。しかし、だからといって検閲という制度が有害でないものとして見られることは許されないとダーントンは述べる。本書で扱われた時代と地域は、非民主的体制によって支配されていたのであり、他でもない国家権力が、どの書物が多くの読者の手に届くのかを最終的に決定していた。さらに支配者が露骨な暴力に訴えることを避けたことで、協力的な被支配者の数を増やし、体制の存続がある程度保障されたのだった。

本書で扱われた地域やテーマを研究対象にしていない評者にとって、本書を批評することは荷が重いものの、ダーントンの歴史記述の特徴について検討することで、できる限り書評の責任を果たしたい。

本書は、概念を用いた歴史記述に関する示唆に富んでいる。ダーントンは検閲という概念について、抑圧の一形態という規範的な定義を重視すると同時に、人間の多様な行動を含むものとして相対化することで、分析概念としても用いている。さらに分析概念としての有効性にも彼は注意している。つまり、検閲を狭く定義してしまうことで、非常に限定された場合にしか機能せず、その影響が及ぼす範囲も小さいものとしてしまい、概念の持つ分析上の可能性を切り詰めてしまうことを防いでいる。同時に、作家に書きたいものを書かせな

いようにする制限一般としてあまりにも広く定義してしまうことで、検閲を分析概念として無意味なものにしてしまうこともダーントンは慎重に避けている。

検閲の規範概念としての性質を保ちつつ、分析概念としても用いるためにダーントンが採用したのは「民族誌的な視点」である。ダーントンは、「民族誌的な視点」によって様々な主体のミクロな動きを追いかけ、それらの相互関係の中で発動する執筆活動への制限を再構成する。ミクロな動きを追いかけることで明らかになる主体の人間の行動は共感を呼び起こすため、読者は検閲の持つ抑圧的性質を忘れそうになる。しかし、その暴力性を適宜指摘することによって、検閲概念の無害化をダーントンは防ぼうとしている。

「民族誌的な視点」を支えるのは、ダーントンが得意とする「厚い記述」である。歴史的には無名なことも多い主体の細かな動向に関する描写は、一種のライブ感を持ち魅力的だが、記述が長くなったり、分析の着地点を見通せないものになることがあり、読者に不安と飽きを感じさせることもあろう。しかし、この欠点は読者を惹きつけるダーントンの洗練されたナラティブによって埋め合わされている。さらにこの「厚い記述」こそが、検閲の持つ多様な側面を明らかにする。検閲は勝手に作動するのではなく、あらゆる場で人間によって実行されているからこそ、これでもかというほどに当事者の動向を詳らかにすることで、作家の文筆活動は多様な手段を用いて制限されることをダーントンは示そうとしている。

さらに検閲という抑圧機構は、作家と体制という「善と悪」の二極構造ではなく、作家に好意的な検閲官や編集者、および作家の頭の中でも機能することが明らかにされる。つまり、当事者のエイジェンシー（行為主体性）を強調することで、検閲が厳密に決められた一連の手続きによって完結したひとつの行為ではなく、人間のネットワークによってつなぎ合わされた複数の行為の連続体であることが示される。この連続体には支配者による作家の投獄から、作家の頭の中で無意識に行われる表現の工夫まで含まれるが、いたるところに暴力が埋め込まれている。連続体のうち、どこからが権力による剥き出しの暴力

で、どこが作家の誘導・強制された自発性や順応によるもので、どこまでが作家の「本心」によるものなのかに関して明白な境界線を引くことができないため、「厚い記述」によって連続体を全体として提示することで、ダーントンは検閲の多様性を包括的に考察の俎上に載せていると言えよう。

このように検閲制度の巧妙な抑圧的性質を明らかにする本書であるが、ひとつだけ気になった点を述べたい。本書では検閲が存在した社会において、民衆がどのようにして読書をしていたのかに関する分析が物足りないように感じられた。少なくとも18世紀フランスでの革命と読書の関係に関しては、ダーントンのこれまでの著作で論じられている²⁾。しかし、検閲は支配者が自らの統治の安定化を図るために行われるため、検閲を受けた書物、あるいはそれをすり抜けたものが、いかに民衆によって受け止められたのかも併せて検討しなければ、その実際の効果は測れないだろう。英領インドと東ドイツの支配体制は、いずれも民衆の反抗によって最終的に打倒されたことを踏まえれば、民衆を抗議運動へと促すようなダイナミズムと読書行為の関係は気になるところである。とはいえインド独立やドイツ統一のような歴史的大事件に収束する宿命論的な記述は、ダーントンのミクロヒストリーが目指すものとは一致しないであろうし、むしろそうした記述へのオルタナティヴを提起することにミクロヒストリーの醍醐味があるとも言えよう。それでも大きな歴史の流れの中で、扱われた検閲の興味深い実態がどのように組み込まれ得るのかについての説明が本書でもう少しあれば、評者のような門外漢にとっては、より読みやすいものになっただろう。

もちろんこうした要望は無いものねだりであり、本書の価値を下げるものでは全くない。本書は検閲の歴史的多面性を明らかにし、権力と抑圧の作用に関する深い洞察を提供するとともに、多様な歴史記述の可能性を示す優れた研究と言える。ダーントンの深い見識に感服するとともに、本書を非常に読みやす

2) ロバート・ダーントン著 海保真夫／鷺見洋一訳『猫の大虐殺』岩波書店1990年 特に159-234頁；ダーントン『禁じられたベストセラー』；ダーントン『革命前夜の地下出版』。

い流麗な文体で訳出してくださった3人の優れた研究者に心からの感謝を表して書評を終えたい。